

法務省施設配置計画等に関する第3回市民懇談会概要

【開催概要】

開催日時	会場	参加者数
23.3.5(土) 14:00～	市民ホール	13人(市民:9人、市外:4人)
23.3.9(水) 19:00～	富士見会館	34人(市民:31人、市外:3人)
23.3.10(木) 19:00～	市民交流センター	13人(市民:10人、市外:3人)
合計		60人(市民:50人、市外:10人)

【進行】

- ・開会
- ・挨拶(昭島市:佐藤副市長, 法務省:大場大臣官房施設課長)
- ・施設配置検討案及びセキュリティについての説明
- ・意見交換

【配布資料】

- ・国際法務総合センター(仮称)配置等イメージ

【主な意見・質問】

(意見)

- ・日影の状況が良くわかった。
- ・隣接する住民の感情は分かるが、日照等は、かなり検討し配慮されている。施設の性質もあっての要求だろうが、妥協すべきところは妥協すべきと考える。
- ・安心感を得るためにも、巡回警備の回数を増やす等、目に見える警備を行ってほしい。
- ・民間活用の土地利用が気になる。

(質問)

施設配置計画について

- ・富士見通りに対して斜めに配置した方が、既成市街地への日影の影響は小さいのでは。
→(法) 一般的には北側に対しての日影を考慮するので、この配置となる。西側への影響の相違については確認する。
- ・職員宿舎は、もっと道路側を低く奥を高くした階段状の建物(4～9階建て)にしたり、もう少し東側に配置する等して、影を道路内で収められないか。
→(法) 現在の案は緑道から10m以上離れており、精一杯の案である。実施設計の中で技術的な検討はするが、既成市街地に影を全く落とさないことはできない。
- ・研修所は、建物が道路に近いので圧迫感があり、日影もかかるが。

- (法) 宿舎と同程度の検証はしており、富士見通り側を低くする工夫はこれからも検討していく。
- ・児童公園は法務省職員宿舎のためのものか。
 - (法) 職員の家族だけでなく地域の皆様にも使ってもらうことを考えている。
- ・雨水再利用や太陽光発電等、自然、エネルギー環境についての考えは。
 - (法) 考えていく。具体的なものは、今後実施設計の中での検討となる。
- ・緑地を残すことも検討を。調節池の中に移植しては。
 - (市) 保存可能なものは保存し、移植できるものは移植するが、調節池の中に移植することは現実的ではない。

セキュリティについて

- ・画面で示した一般的なセキュリティの図は配布資料としてもらえないか。
 - (法) 既存施設のセキュリティへの影響がないとは言い切れないので配布はできない。
- ・本施設における2次セキュリティラインはどこになるのか。
 - (法) 配置イメージの図で外塀と書かれているところ及び建物の外壁自体が2次セキュリティラインとなる。
- ・一般的なセキュリティの説明があったが、医療刑務所の場合はどうか。
 - (法) 同じである。
- ・逃走があったときの体制として連絡する所轄の警察署とはどこか。
 - (法) 今後、昭島警察署等に相談の上決める。
- ・過去の逃走事例は。
 - (法) 昭島市に集約予定の施設(八王子医療刑務所, 関東医療少年院, 神奈川医療少年院, 八王子少年鑑別所)の過去20年の逃走事例は平成17年に1件。その際は非常警備体制を敷き、管区機動警備隊が身柄を確保。建物設備に問題があったので、改善した。
- ・全国の逃走頻度は。
 - (法) 平成22年度:0件, 平成21年度:2件, 平成20年度:2件, 平成19年度:2件, 平成18年度:3件

法務省の施設について

- ・女子の中間ケアセンターの組織上の位置付けは、国際法務総合センターと別か。
 - (法) 別である。
- ・医療施設として感染症対策はどのようにしているか。
 - (法) 隔離及び職員等外部者が出入りする際はマスクをし手指の消毒を行う。
- ・医療施設に収容される人の病名は。また資料として提出できるか。
 - (法) いわゆる刑務所内の病院なので、病名は世間一般にある病気全て。昭島市に集約する施設に現在収容している人の病名については、むさしの自治会会長へ提出する。
- ・医療刑務所の収容対象は。

- (法) 各施設で対応ができない病気の者。
- ・医療刑務所の平均収容期間は。
 - (法) 一概には言えない。
- ・刑務所内でも高齢化が進んでいるので、認知症の者が多いのでは、また刑期が終わったときはどうするのか。
 - (法) 認知症でも、入院状態が必要でなければ各施設に収容されている。なお、高齢受刑者への対応としては、各施設において、社会福祉士等の有資格者による出所時の調整を行っている。
- ・被収容者が亡くなった場合は。
 - (法) 関係機関により死因が特定された後、親族に遺体引渡し。遺体の引受け人がいない場合は、施設で弔い、法務省が所有する納骨場所に納骨。

土地利用計画について

- ・公共利用と公的利用の違いは。
 - (市) 公共利用は目的が定まっているが、行政界がまたがる公的利用の土地利用は今後立川市と相談となる。
- ・北側の「公園・緑地」の敷地を法務省敷地にして配置を考えられないか。
 - (市) 法務省の矯正施設については住宅地から離してほしいという市民の声があり、公園・緑地は緩衝帯の意味も兼ねての配置となっている。

その他

- ・アセスはいつ頃明らかになるのか。
 - (市) 今月内に評価書案の提出を予定していると聞いている。
- ・アセスによっては変わるのか。
 - (市) 必要な対策を講じて、事業を行う。
- ・大規模工事や土壌の入替え等の影響でオオタカがいなくなるのでは。
 - (法) 営巣期に工事を控えなさいとは言われているが、その他の期間については、一定の工事は認められている。工事手法等については、今後、相談をしながら決めていくことになる。
- ・オオタカ保護において、女子の施設の位置は何故大丈夫なのか。
 - (市) 専門家の意見により、人の出入りを制限できる施設のほうが良いということで今の利用計画になった。なお、女子施設は当初土地利用計画を策定するときにも、将来構想として予定されていた。
- ・2008年の植物調査の結果を知っているか。
 - (法) 調査を行ったということは、財務省から報告を受けている。